

副本

平成30年(ワ)第164号、第185号

損害賠償請求事件

原 告 片倉一美 ほか3.2名

被 告 国

答弁書

平成30年11月28日

水戸地方裁判所下妻支部合議係 御中

被告指定代理人

〒102-8225 東京都千代田区九段南一丁目1番15号

九段第2合同庁舎

東京法務局訟務部

部	付	高	洲	昌	弘
---	---	---	---	---	---

部	付	川	端	裕	子
---	---	---	---	---	---

部	付	佐々木		亮	
---	---	-----	--	---	--

訟務官	渡邊	千	夏		
-----	----	---	---	--	--

訟務官	関川	卓	史		
-----	----	---	---	--	--

法務事務官	高辻	僚	太		
-------	----	---	---	--	--

〒310-0011 茨城県水戸市三の丸一丁目1番42号 駿優教育会館6階

水戸地方法務局訟務部門（送達場所 倉持宛て）

(電話 029-227-9918)

(FAX 029-222-2604)

総括上席訟務官	益子	浩志	
---------	----	----	--

上席訟務官	志賀	富士夫	
-------	----	-----	--

訟務官 石井 建吉
法務事務官 倉持 高志

〒330-9724 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1

さいたま新都心合同庁舎2号館 16階

関東地方整備局河川部

河川部長	佐藤	寿延
河川調査官	青野	正志
河川情報管理官	藤田	正
水政調整官	石川	喜則

関東地方整備局河川部水政課

水政課長	福島	信之
建設専門官	中野	昌一
建設専門官	高橋	俊三
行政第一係長	栗原	寛
行政第三係長	柏木	大輔
事務官	小川	瞬

関東地方整備局河川部河川計画課

河川計画課長	池田	大介
課長補佐	小渕	康正
建設専門官	金子	隆信
計画第一係長	小澤	太郎

関東地方整備局河川部河川管理課

河川管理課長	内堀	寿美男
河川保全専門官	大須	栄一
河川管理係長	閑島	卓也

〒308-0841 茨城県筑西市二木成1753番地

関東地方整備局下館河川事務所

事務所長	青山 貞雄
副所長	石田 和也(
調査課長	星尾 日明(
専門官	齊田 勇志
調査係長	遠山 和広
占用調整課長	閔口 豊
管理課長	森 正博

目 次

第1 請求の趣旨に対する答弁	5
第2 請求原因に対する認否	5
1 「1 当事者」について	5
(1) 「(1) 原告」について	5
(2) 「(2) 被告」について	5
2 「2 本件洪水と本件水害の発生」について	6
(1) 「(1) 本件洪水の発生」について	6
(2) 「(2) 本件水害の発生」について	7
(3) 鬼怒川から洪水が流入した地区別の状況と流入原因	9
3 「3 国土交通大臣の鬼怒川の河川管理」について	16
(1) 「(1) 河川管理の瑕疵」について	16
(2) 「(2) 鬼怒川及びその流域の自然的条件及び社会的条件」について	16
(3) 「(3) 鬼怒川の改修計画とその実施の経過」について	16
4 「4 鬼怒川の若宮戸及び上三坂に係る河川管理とその責任」について	22
(1) 「(1) 若宮戸地区」について	22
(2) 「(2) 上三坂地区」について	24
(3) 「(3) 水海道地区」について	26
(4) 「(4) 本件水害の原因と容易な洪水対策」について	28
第3 被告の主張	29

第1 請求の趣旨に対する答弁

- 1 原告らの請求をいずれも棄却する。
- 2 訟費は原告らの負担とする。
- 3 仮執行の宣言は相当ではないが、仮に仮執行宣言を付する場合は、
 - (1) 担保を条件とする仮執行免脱宣言
 - (2) その執行開始時期を判決が被告に送達された後14日経過した時とする
と
を求める。

第2 請求原因に対する認否

1 「1 当事者」について

(1) 「(1) 原告」について

平成27年9月9日から11日に掛けて、関東地方及び東北地方で「平成27年9月関東・東北豪雨」と呼称される記録的大雨（以下「本件降雨」という。）があったこと、同月10日に発生した一級河川利根川水系鬼怒川（以下単に「鬼怒川」という。）の堤防の決壊又は溢水に伴う氾濫（以下「本件氾濫」という。）があったことは認め、その余は不知。

(2) 「(2) 被告」について

ア 第1段落について

(7) 第1文について

「管理者」とあるのを「河川管理者」（河川法7条参照）と解した上で、おおむね認める。

なお、「国土交通大臣の直轄管理区間」とは、正確には、河川法第9条第2項の規定により一級河川の指定区間を指定する件（昭和40年建設省告示第901号）により、鬼怒川のうち上平橋上流2キロメートル（訴状の第2の1(2)において、「101.5km」と表現されている

地点) から利根川合流点までの区間（以下「直轄管理区間」という。）とされている（直轄管理区間については、河川法98条及び河川法施行令（昭和40年政令第14号）53条の規定により、同大臣の権限の一部が国土交通省関東地方整備局長（以下「局長」という。）に委任されているところ、原告らのいう「利根川合流地点から3.0～101.5km」の区間は、地方整備局組織規則140条に基づき、局長の権限の行使の一部が、国土交通省関東地方整備局下館河川事務所（以下「事務所」という。）の所掌事務とされている区間のみを指す。）（乙第1号証ないし同4号証）。

(イ) 第2文について

平成27年9月10日に直轄管理区間において堤防の決壊又は溢水に伴う氾濫が発生したことは認める。

イ 第2段落について

一般論としては認めるが、当該記述が、被告が、原告らに対し、国家賠償法（以下「国賠法」という。）2条1項に基づき、本件氾濫に関する何らかの損害賠償責任を負うとする趣旨であれば争う。

2 「2 本件洪水と本件水害の発生」について

(1) 「(1) 本件洪水の発生」について

ア 第1段落について

おおむね認める（本件降雨の発生の機序については、気象庁の公表資料等を踏まえ、追って準備書面で主張する。なお、「特に栃木県北部で長時間にわたる強い降雨」とあるのは、「栃木県の県央部から北部にかけて」とするのが、より降雨の実態に沿うと思われる。）。

イ 第2段落について

鬼怒川水海道水位流量観測所（以下「水海道地点」という。）が鬼怒川の距離標（以下、「距離標」というが、単に距離（キロメートル）のみを

記載し、「距離標」の語を省略することがある。)で左岸10.95キロメートル付近に在すること、当該地点の計画高水流量は毎秒5000立方メートルであること、水海道地点では9月10日午前10時過ぎに(正確には、同日午前11時ないし午後4時の5時間にわたり)計画高水位である7.33メートル(Y. P. + 17.244メートル。ここで、Y. P.とは、Yedogawa Pei 1の略で、利根川などの水位を測る際の基準となる、千葉県浦安市堀江所在の堀江水位観測所の水位標0メートルを基準とした水面の高さを表す記号であり、東京湾の高さ(T. P.)より0.8403メートル低い(Y. P. 0メートル=T. P. -0.8403メートル。)を超過したこと、同日午後1時に8.07メートル(Y. P. + 17.984メートル)の水位を記録したこと、水海道地点で毎秒約4000立方メートルの流量を記録したことは認め、「本件降雨により、鬼怒川は大出水となり」とする点は、「大出水」の意義が不明瞭であるものの、上記のような洪水があったという趣旨であれば、積極的には争わない。

なお、追って準備書面でも主張するが、同日午後1時に記録した8.07メートルの水位は観測史上第1位の水位であり、毎秒約4000立方メートルの流量も観測史上最大の流量である。

(2) 「(2) 本件水害の発生」について

ア 頭書について

茨城県常総市の浸水区域が約40平方キロメートルであったこと、原告が常総市若宮戸地区、同上三坂地区及び同水海道地区と呼称する箇所が浸水区域に含まれていたことは認め、浸水区域において被害があったことは積極的には争わず、その余は不知。

イ 「ア 若宮戸地区」について

(7) 第1段落について

「常総市若宮戸地区」を、「鬼怒川の左岸24.50キロメートルないし26.00キロメートルの区間付近」をいうものと解した上で（以下同じ。）、「ピーク流量発生時刻よりかなり早い」とある点は主観的な評価にすぎないため認否の限りではなく、原告らの「無堤地区」との主張が、堤防が整備されていない地点をいう趣旨であれば認め、その余は認める（鬼怒川の左岸25.35キロメートル付近において9月10日午前6時頃に発生した溢水を以下「本件溢水」という。）。

原告らのいう「常総市若宮戸地区」は、堤防計画は存在するものの当時の時点では堤防が整備されていなかったものである。

(イ) 第2段落について

本件溢水及び後記ウ(ア)の本件決壊により本件氾濫が発生したこと、常総市域に浸水が生じたことは認め、浸水区域において被害があったことは積極的には争わず、その余は不知。

ウ 「イ 上三坂地区」について

(ア) 第1段落について

「常総市三坂町上三坂地区」を、「鬼怒川の左岸21.0キロメートル付近」をいうものと解した上で、当該地区において、9月10日に計画高水位を超える洪水による堤防の越水が発生し、同日午後零時50分頃、堤防の決壊（以下「本件決壊」という。）が発生して、決壊幅が最終的に約200メートルとなったことの限りで認める。

(イ) 第2段落について

本件決壊箇所周辺で本件氾濫により外に流出した河川水（以下「本件氾濫水」という。）による家屋等の流出が発生したこと、常総市域に浸水が生じたことは認め、浸水区域において被害があったことは積極的には争わず、その余は不知。

エ 「ウ 水海道地区」について

(7) 第1段落について

a 第1文及び第2文について

認める。

b 第3文について

常総市水海道地区で浸水があったことは認め、その余は不知。

(1) 第2段落について

本件溢水及び本件氾濫水が常総市内を南下して水海道地区に至ったことは積極的には争わず、平成27年9月10日に発生した浸水により常総市役所が孤立した事実は認め、その余は不知。

オ 「エ まとめ」について

「平成27年9月関東・東北豪雨による本県の被害状況について（平成29年10月16日現在）」と題する茨城県作成の資料に、原告らが主張する内容の記載があることは認める。

なお、記載された常総市の浸水については、本件氾濫だけではなく、内水に起因する部分もあるものと思料する。

(3) 鬼怒川から洪水が流入した地区別の状況と流入原因

ア 「ア 若宮戸地区」について

(7) 「a 若宮戸地区の来歴ないし状況」について

a 第1段落について

(a) 第1文について

認める。

(b) 第2文について

原告らのいう「自然堤防」、「河畔砂丘」ないし「砂丘林」の定義が不明であるが、これをおくとして（以下、特に断りのない限り同じ。）、左岸24.50キロメートルないし26.00キロメートル付近周辺に砂堆（現在及び過去の海岸、湖岸付近にあって波浪、

沿岸流によってできた、砂又は礫からなる浜堤、砂州・砂嘴などの微高地をいう。) が形成され(以下、「本件砂堆」という。), 本件砂堆上に植生が存在することは認める。

(c) 第3文について

「堤防の役割を果たしていた」とする点は否認し、その余は不知。

(d) 第4文について

被告において、本件砂堆を「いわゆる自然堤防」と表現したことがあることは認め、「事実上、堤防の代役のように扱っていた」とする点は否認する。

なお、自然堤防とは、河川中・下流部の河道沿いに形成される微高地である。具体的には、洪水によって濁水が河道から溢れ出るとき砂粒分は河道の周囲に沈積し、シルト・粘土分は氾濫原に堆積し、これが繰り返されて砂からなる堤防状の高まりとなつたものである。このような定義から分かるとおり、自然堤防それ自体が何らかの施設に当たるというものではない(乙第5号証)。

b 第2段落について

(a) 第1文について

原告らのいう「砂丘林帯」の意義が不明確であるため、認否できない。

(b) 第2文について

河川法27条1項の規制が河川区域内の土地のみに適用されるものであることは認め、その余は不知。

c 第3段落について

昭和41年12月に、利根川水系に係る指定区間外の一級河川について指定する件(昭和41年建設省告示第4225号)により河川法6条1項3号の区域が指定されたこと(以下「本件指定」という。),

それ以降当該地における河川区域が変更されていないことは認め、その余は不知。

なお、鬼怒川の左岸24.50キロメートルないし26.00キロメートル付近の本件指定に係る告示平面図（別紙1及び同2・乙第6号証の2及び同3）によると、河川区域内には、周辺の住居等が存する側の地盤よりも高さのある部分も含まれていることが確認できる。

d 第4段落について

本件砂堆付近の航空写真を確認する限り、砂堆に見える部分の大きさに変化があることがうかがわれることは認め、その余は不知。

(1) 「b ソーラー発電事業者による25.35kmの砂丘林の掘削」について

a 第1段落について

原告らのいう「砂丘林」が本件砂堆をいうものと解した上で、認め
る。

b 第2段落について

認否の限りではない。

c 第3段落について

(a) 第1文について

本件砂堆付近の航空写真を確認する限り、砂堆に見える部分の大きさに変化があることがうかがわれることは認め、その余は不知。

(b) 第2文について

認める。

(c) 第3文について

原告らのいう「砂丘林」が本件砂堆をいうものと解した上で、認
める。

(d) 第4文について

認める。

(e) 第5文について

まちづくりを担当する常総市と被告が連携して対応することとし、両者が共同してソーラー発電事業者に対し、従前の地盤の高さで残せないか申し入れをしたもの、合意に至らなかつたこと、本件砂堆の一部が同事業者により掘削されたことは認め、その余は不知。

d 第4段落について

認める。

(f) 「c 本件洪水時の状況と本件溢水の原因」について

a 第1段落について

「住宅地・農地への流入が始まった」とする点は不知、その余は、原告らのいう「砂丘林」が本件砂堆をいうものと解した上で、認める。

b 第2段落について

(a) 第1文について

不知。なお、左岸25.35キロメートル付近に近い地点である同25.25キロメートル地点での痕跡水位は、Y.P.+22.01メートル、同25.50キロメートル地点での痕跡水位はY.P.+22.13メートルであった（乙第7号証）。

(b) 第2文について

「土壌設置高の平均はY.P.+21.3m」とする点は認める。

「掘削前の地盤高の一番低いところの高さに相当する」とする点は、おおむね認めるが、「掘削前の地形の地盤高の各側線（河川に対して横断方向に20メートルごとに引いた線）の一番高い高さを縦断的に整理し、そのうち一番低い高さに相当する」というのが正確である。

(c) 第3文について

不知。なお、25.25キロメートル地点及び25.50キロメートル付近の痕跡水位については、上記(a)のとおりであり、そのことからすると少なくとも土壌の平均的高さを約70センチメートル超過したと推定される。

c 第3段落について

平成26年3月頃から左岸25.35キロメートル付近の本件砂堆の一部が掘削されたことは認め、その余は知らないし争う。

イ 「イ 上三坂地区」について

(ア) 「a 上三坂の来歴ないし状況」について

おおむね認めるが、「程度に過ぎなかつた」、「大幅に」、「せいぜい4mしかなく」、「かなり」などの主張部分は主観的な評価にすぎず、認否の限りでない。

なお、「15m」とあるのは、「約18メートル」が正しい。

(イ) 「b 本件洪水時の状況」について

越水が確認された時刻が「午前10時46分」であることは否認し、その余はおおむね認める。

鬼怒川の左岸21.00キロメートル付近の堤防で越水が確認されたのは、午前11時11分である（甲第2号証13ページ）。

(ウ) 「c 本件破堤の原因」について

a 第1段落について

おおむね認める。

なお、「15m」とあるのは、「約18メートル」が、「堤防高が計画高水位程度しかない」とあるのは、「堤防高が計画高水位を約6センチメートル上回っていた」がそれぞれ正しい。

b 第2段落について

「堤防の高さが本件洪水による河川水位よりも低かったために越水が生じたことが堤防決壊つまり破堤の原因」の一因であることは認め、その余は否認する。

鬼怒川堤防調査委員会の報告書（乙第8号証）には、「決壊原因の特定」として「鬼怒川流域における記録的な大雨により、鬼怒川の水位が大きく上昇し、決壊区間において水位が計画高水位を超過し堤防高をも上回り、越水が発生した。」、「越水により川裏側で洗掘が生じ、川裏法尻の洗掘が進行・拡大し、堤体の一部を構成する緩い砂質土（As1）が流水によって崩れ、小規模な崩壊が継続して発生し、決壊に至ったと考えられる。」、「越水前の浸透によるパイピングについては、堤体の一部を構成し堤内地側に連続する緩い砂質土を被覆する粘性土の層厚によっては発生した恐れがあるため、決壊の主要因ではないものの、決壊を助長した可能性は否定できない。」、「浸透による法すべりや川表の侵食が決壊原因となった可能性は小さいと考えられる。」と報告されており、原告らが主張するような原因が堤防の決壊を早めたとする事実については報告されていない。

ウ 「ウ 水海道地区」について

(ア) 「a 八間堀川の来歴ないし状況」について

八間堀川から新八間堀川が分派して鬼怒川と合流していること（以下、八間堀川から新八間堀川を経由して鬼怒川と合流する水流を「八間堀川」という。）、鬼怒川の左岸11.35キロメートル付近に八間堀川水門及び八間堀川排水機場が設置されていること、八間堀川水門から常総市水海道橋本町地先で八間堀川を渡る御城橋よりやや下流の部分までは鬼怒川の直轄管理区間であること及び八間堀川の位置関係はおおむね認め、その余は不知。

(イ) 「b 本件洪水時の状況」について

a 第1段落について

不知。

b 第2段落について

(a) 第1文について

原告らのいう「鬼怒川の水位」が、八間堀川水門の鬼怒川側にある量水標で示される水位を、「八間堀川の水位」が、同水門の八間堀川側にある量水標で示される水位をそれぞれ指すものと解した上で、「若宮戸地区の本件溢水による氾濫水が流れ込んだ」ことは不知、その余は認める。

なお、正確には、鬼怒川の水が八間堀川へ逆流することを防ぐために、八間堀川水門のゲートの閉操作を開始した時間は、9月10日午前1時29分である。

(b) 第2文について

9月10日午後1時頃に八間堀川排水機場のポンプの運転を停止したこと及び水海道市街地に浸水が発生していたことは認め、上記ポンプの運転停止により八間堀川の水位が上昇したことは積極的には争わず（ただし、この上昇が「急」であったかについては主観的な評価にすぎず、認否の限りでない。）、「それにより、八間堀川下流部は排水樋管等から水海道市街地に洪水が溢れ出た」との点については不知。

なお、正確には、八間堀川水門のゲートの全閉を確認した後、同日午前2時12分に八間堀川排水機場のポンプ運転を開始、同日午後1時17分に上記ポンプ運転を停止したものである。

c 第3段落について

八間堀川で堤防の決壊が3箇所生じたこと及び水海道市街地が浸水したことは認め、本件溢水及び本件決壊に伴う氾濫水が常総市内を南

下し水海道地区に至ったこと及び被害の発生は積極的には争わず、その余は不知。

(ウ) 「**c 本件水害の原因**」について

本件溢水及び本件氾濫水が常総市内を南下し水海道地区に至ったことは積極的には争わず、その余は不知ないし争う。

3 「3 国土交通大臣の鬼怒川の河川管理」について

(1) 「(1) 河川管理の瑕疵」について

大東水害訴訟最高裁判決（最高裁昭和59年1月26日第1小法廷判決・民集38巻2号53ページ、以下「大東水害判決」という。）の存在及び同判決を正確に引用する部分は認め、同判決の解釈にわたる部分は争う。

(2) 「(2) 鬼怒川及びその流域の自然的条件及び社会的条件」について

ア 頭書部分

認否の限りでない。

イ 「ア 鬼怒川及びその流域の自然的条件」について

(ア) 第1段落ないし第4段落について

おおむね認める。

なお、第3段落中の「約100km」との記載は、正確には「101.5キロメートル」である。

(イ) 第5段落について

不知。

(ウ) 第6段落について

鬼怒川沿いの常総市域のうち、最も下流に当たる箇所に接する水海道地区において市街地が形成されていることは認め、その余は不知。

ウ 「イ 鬼怒川及びその流域の社会的条件」について

認める。

(3) 「(3) 鬼怒川の改修計画とその実施の経過」について

ア 柱書について

大東水害判決の解釈にわたる部分は争い、その余は認否の限りでない。

イ 「ア 日本の治水計画」について**(ア) 第1段落について****a 第1文及び第2文について**

認める。

b 第3文及び第4文について

否認する。

工事実施基本計画では、「工事の実施に関する事項」において、ダムの計画のみならず、①主要な地点の計画高水位、計画横断形その他河道計画に関する重要な事項、②主要な河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される主要な河川管理施設の機能の概要を定めることとされている（河川法の一部を改正する法律（平成9年法律第69号）附則2条2項等）。

(イ) 第2段落について**a 第1文ないし第3文について**

認める。

b 第4文について

原告らの主張の論旨が不明であり、認否できない。

(ウ) 第3段落について

否認ないし争う。

河川整備計画が策定されていなくとも、経過措置として、従前の工事実施基本計画の一部の記載をもって、河川整備計画とみなすこととされており、当該部分は、法令上の計画に該当するものである（河川法の一部を改正する法律附則2条2項及び河川法施行令の一部を改正する政令（平成9年政令第342号）2条2項）。

また、直轄河川改修事業は、河川法に基づく河川整備計画が未策定の場合には、おおむね20年ないし30年間の整備内容を想定して「直轄河川改修事業」として、現在継続している事業メニューを示して、未着工である事業や長期間が経過している事業等の評価を行い、必要に応じて事業の継続、見直し等を行うものであり、河川整備計画を先取りした実施計画であるとか、河川整備計画を補完する計画ではない（乙第9号証）。

ウ 「イ 工事実施基本計画、河川整備基本方針、河川整備計画の経過」について

(ア) 第1段落について

認める。

なお、利根川水系工事実施基本計画は昭和24年に策定された利根川改修改訂計画の内容を引き継いだもので、同計画は昭和22年9月のカスリーン台風の際の洪水規模を対象としたものである（乙第10号証及び同11号証）。

(イ) 第2段落について

「(100年に1回の発生確率)」とする点及び「これは、川治ダムの建設を治水計画に正式に位置づける必要があったことによるものである。」とする点は否認し、「大幅に」とある点は主観的な評価にすぎないため認否の限りでなく、その余は認める。

年超過確率1／100の洪水とは、1年のうちに、その洪水を上回る規模の洪水が発生する確率が1パーセントとなる規模の洪水を意味するものである（乙第12号証）。

また、この計画改定は、単に川治ダムを治水計画に位置づけるためのものではなく、昭和24年以降、利根川流域が大きく変貌し、治水安全度の向上と急速に拡大しつつあった新規水需要に対処する必要が生じた

背景から、基本高水のピーク流量の改訂を含め、洪水調節計画及び河道計画の見直しを行ったものであり、調査が進んでいた川治ダムを計画に位置づけることが必要となったものである（乙第13号証）。

(ウ) 第3段落について

認める。

(イ) 第4段落について

a 第1文について

認める。

b 第2文について

否認する。策定に必要な有識者会議は、平成20年度においても開催されていた。

c 第3文について

否認する。利根川水系鬼怒川河川整備計画の策定作業は平成25年度にも行われていた。

d 第4文について

平成28年2月に利根川水系鬼怒川河川整備計画が策定されたことは認めるが、これにかかる策定作業が「急ピッチで進められた」との点については、主観に及ぶものであるため、認否の限りではない。

なお、「利根川水系鬼怒川河川整備計画【大臣管理区間】」の策定経緯は正確には次のとおりである（乙第14号証）。

(a) 平成18年2月、利根川水系河川整備基本方針が策定された。

(b) 平成18年ないし平成20年に有識者会議が4回開催された。

(c) 利根川本川にかかる計画と整合を図る必要があるため、同計画の策定作業と歩調を合わせることとした。

(d) 平成25年5月、利根川水系利根川・江戸川河川整備計画が策定された。

(e) 平成27年9月、本件氾濫等発生による目標の見直し。

(f) 平成28年2月、利根川水系鬼怒川河川整備計画が策定された。

エ 「ウ 直轄河川改修事業の経過」について

(ア) 第1段落について

認める。なお、鬼怒川直轄河川改修事業は、鬼怒川の直轄管理区間のうち、3.0キロメートルないし101.5キロメートルの区間を対象としているものである（乙第1号証）。

(イ) 第2段落について

「具体的な実施計画が示されることになった」とする点は否認し、その余はおおむね認める。

前記のとおり、直轄河川改修事業は、河川整備計画の先取りないし補完的な計画とは位置づけられず、同事業により具体的な実施計画が示されるというものではない。

なお、第3文については、平成29年度までの実施要領（鬼怒川直轄河川改修事業での再評価はこれに当たる。）については誤りはないが、正確には、前回から一定期間経過しておらずとも、「社会経済情勢等の急激な変化、技術革新等により再評価の実施の必要が生じた事業」は、再評価の実施主体等の判断で再評価を行う必要が生じる。また、平成30年度からは、3年ではなく5年経過ごとに再評価を行うこととされている（乙第15号証）。

(ウ) 第3段落について

否認する。

前記イ(ウ)のとおり、直轄河川改修事業は、河川法に基づく河川整備計画が未策定の場合に、概ね20年ないし30年間の整備内容を想定して、現在継続している事業メニューを示して、未着工である事業や長期間が経過している事業等の評価を行い、必要に応じて事業の継続、見直

し等を行うものであり、「河川整備計画を補完するものであって、その具体的な実施計画を示す治水計画である」とか、「河川整備計画の内容を先取りして実施計画を示すものであった」とかいう事実はない。

なお、河川法の一部を改正する法律附則2条2項において、河川整備計画が定められるまでの間においては、工事実施基本計画の一部を、新法第16条の2第1項の規定に基づき当該河川の区間について定められた河川整備計画とみなすものとされている。

(I) 第4段落について

認める。なお、「鬼怒川直轄河川改修事業」は、平成19年までは「鬼怒川改修事業」の名称であったが、これは資料の表題の違いにすぎず、その実質は同じものである。

(II) 第5段落ないし第8段落について

「(30年に1回の発生確率)」とする点は否認する。また、「若宮戸地区は堤防整備区間になって」いないとする点については、これが堤防を整備する計画がなかったことを主張する趣旨であれば否認する（後記「なお」で始まる段落を参照。）。その余は認める。

前記ウ(イ)で述べたのと同様に、「1/30規模」とは、1年のうちに、その洪水を上回る規模の洪水が発生する確率が1/30となる規模の洪水を意味する。

なお、追って準備書面で主張するとおり、「若宮戸地区については堤防整備区間になっていたなかった」とする点については、堤防整備の計画はあったものの、堤防検討のため直轄河川改修事業の整備メニューに記載されていなかったにすぎず、平成26年度より堤防整備のための測量、設計に着手していた。また、河川整備計画が未策定の河川において「直轄河川改修事業」は、20年ないし30年間の想定整備メニューを記載することとなっていることは、前記(イ)のとおりである。

4 「4 鬼怒川の若宮戸及び上三坂に係る河川管理とその責任」について

(1) 「(1) 若宮戸地区」について

ア 「ア 河川管理施設の状況と本件溢水の原因」について

(7) 第1段落について

「現行河川法の施行により、1965年4月1日に鬼怒川は国土交通大臣（建設大臣）の管理となった」とする点及び国土交通大臣が鬼怒川左岸25.35キロメートル付近について告示平面図（別紙1及び同2・乙第6号証の2及び同3）のとおり河川区域の告示を行ったことは認め、その余は、原告らのいう「砂丘林」の意義が不明確であることから、認否できない。

なお、鬼怒川の左岸24.50キロメートルないし26.00キロメートル付近の本件指定にかかる告示平面図（別紙1及び同2・乙第6号証の2及び同3）によると、河川区域内には、周辺の住居等が存する側の地盤よりも高さのある部分も含まれていることが確認できる。

(1) 第2段落について

不知。

なお、鬼怒川の左岸24.50キロメートルないし26.00キロメートル付近の河川区域には、民有地も含まれていた。

(2) 第3段落について

認める。

(3) 第4段落について

「Y.P. 21.36m～Y.P. 24.21mで残されていた」とする点及び「Y.P. 19.7m程度にまで」とする点は不知、その他は認める。

(4) 第5段落について

平成27年9月10日に左岸25.35キロメートル付近から溢水が

あったことは認め、その余は不知。

(カ) 第6段落について

否認ないし争う。

イ 「イ 無堤状態を放置してきたこととその責任」について
争う。

ウ 「ウ 砂丘林を河川区域に指定しなかったこととその責任」について

(ア) 第1段落について

「河川区域を砂丘林川寄り側に指定し、砂丘林のほとんどを河川区域
外とするものであった（図1）」とする点は、原告らのいう「砂丘林」
の意義が不明確であることから、認否できない。その余は認める。

なお、鬼怒川の左岸24.50キロメートルないし26.00キロメ
ートル付近の本件指定にかかる告示平面図（別紙1及び同2・乙第6号
証の2及び同3）によると、河川区域内には、周辺の住居等が存する側
の地盤よりも高さのある部分も含まれていることが確認できる。

(イ) 第2段落について

[注2]として引用する主張部分については、その記載が乙第16号
証と整合する限りにおいて認め、その余は争う。

(ウ) 第3段落について

争う。

(エ) 第4段落について

「砂丘林」が「本件砂堆」を言うものと解した上で、本件砂堆につい
て、国土交通省がカギ括弧内記載のとおりの説明を対外的に行った事実
は認める。

(オ) 第5段落及び第6段落について

争う。

エ 「エ 砂丘林掘削後に安易な土壠積みを行ったこととその責任」につい

て

(7) 「a」について

a 第1段落について

(a) 第1文について

おおむね認めるが、「大量の」とする点については主観的な評価にすぎず、認否の限りでない。

(b) 第2文について

知らないし否認する。

原告らが主張するような機序については何ら証拠による裏付けがない。

b 第2段落について

否認ないし争う。

(1) 「b」及び「c」について

争う。

オ 「オ 小活」について

争う。

(2) 「(2) 上三坂地区」について

ア 「ア 本件洪水時の堤防の状況と本件破堤の原因」について

(7) 第1段落について

認否の限りでない。

(1) 第2段落について

a 第1文ないし第3文について

おおむね認める。

なお、「堤防高が計画高水位程度しかないところから越水が始まり」とあるが、越水が始まるとみられるのは、正確には左岸21.0キロメートルから同岸約18メートル下流であり、同地点の堤防高は、

計画高水位を約 6 センチメートル上回っていたものである（乙第 17 号証）。

b 第 4 文について

否認する。

鬼怒川堤防調査委員会の報告書の「決壊原因の特定」の項目に記載されている内容は前記のとおりであって、原告らが主張するような機序については言及されていない。

イ 「イ 堤防の整備状況」について

(ア) 第 1 段落について

おおむね認めるが、「ぎりぎり」とする部分は主観的な評価にすぎず、認否の限りでない。

(イ) 第 2 段落について

第 1 文は争い、第 2 文は認める。

(ウ) 第 3 段落について

第 1 文は認める。ただし、図 12 は被告が作成したものではなく、原告作成に係るものである。

第 2 文及び第 3 文は認め、第 4 文は否認ないし争う。

(エ) 第 4 段落について

おおむね認める。

なお、越水が始まったと見られるのは、鬼怒川の左岸 21.0 キロメートルから約 18 メートル下流で、堤防高が計画高水位を約 6 センチメートル上回っていた地点である。

ウ 「ウ 沈下している堤防の嵩上げをしなかったこととその責任」について

「鬼怒川の直轄区間については、鬼怒川直轄河川改修事業として河川改修が行われてきている」との点については、鬼怒川の直轄管理区間の事業

についての平成23年度、平成26年度及び平成28年度における再評価の際の説明資料に「鬼怒川直轄河川改修事業」と記載されていることの限度で認め、「鬼怒川直轄河川改修事業では『堤防高の不足している区間から築堤を実施』(甲6号証、13頁) するとされており」とする点については、かかる記載があることを認め、「鬼怒川左岸25km付近より下流の小貝川に挟まれた流域は、外水氾濫があると浸水被害の規模(面積、水深)も質(被害の種類及び被害の額)も大きくなりやすい流域である」との部分は不知、その余は争う。

エ 「エ 小活」について

争う。

(3) 「(3) 水海道地区」について

ア 頭書部分について

若宮戸の本件溢水及び上三坂の本件決壊で氾濫が発生したこと、常総市において浸水が生じたことは認め、浸水区域において、被害(被災)があつたことは積極的には争わないが、その余は不知ないし争う。

イ 「ア 第一波の洪水」について

(7) 第1段落について

おおむね認める。なお、「9月10日、(中略)ポンプ運転を停止した。」との点については、「9月10日午前1時29分に八間堀水門の閑操作を開始し、同水門のゲートが全閉であることを確認した後の同日午前2時12分八間堀川排水機場のポンプ操作を開始し、その後、同日午後1時17分に同排水機場のポンプ操作を停止した。」というのが正確である(乙第18号証)。

(1) 第2段落について

「八間堀川排水機場のポンプ運転停止で、鬼怒川への出口を塞がれた八間堀川は、その水位が急上昇していった」との点については、9月1

0日午後1時17分に八間堀川排水機場ポンプの運転を停止したこと及び八間堀川水門の八間堀川側の量水標の数値が同日午前2時頃から午後10時頃まで上昇傾向を示していたとの限りにおいて認め、その余は不知。

(イ) 第3段落及び第4段落について

不知。

ウ 「イ 第二波の洪水」について

平成27年9月10日に発生した浸水により、常総市役所が孤立したこと、八間堀川排水機場のポンプは同日午後10時32分まで運転を停止していたこと、八間堀川側の水位が同時刻まで上昇を続けていたことは認め、運転が再開されたのが同日の午後10時20分であることは否認し、本件溢水及び本件決壊に伴う氾濫水が常総市内を南下し水海道地区に至ったことは積極的には争わず、その余は不知。

運転が再開されたのは、正確には午後10時32分である。

エ 「ウ 八間堀川の氾濫の原因は、鬼怒川からの氾濫水の流入」について
知らないし争う。

オ 「エ 八間堀川の氾濫を助長した要因（八間堀川排水機場の運転再開の遅れ）」について

(ア) 第1段落について

a 第1文について

認める。ただし、時刻については、前記イ及びウで指摘したところが正確である。

b 第2文について

八間堀川水門の八間堀川の量水標の数値が9月10日午前2時頃から午後10時頃まで上昇傾向を示していたことは認め、その余は不知。

(イ) 第2段落について

「操作規則の八」を「操作規則 3 条 1 項の九」の誤記と解した上で、原告らの主張のうち、「当時の鬼怒川の水位変化を見ると、（中略）その後は低下し続けていった」との点は認め、「操作規則に従えば、午後 4 時以降は排水機場のポンプ運転を再開する義務があった」とする点は争う。

(ウ) 第 3 段落について

a 第 1 文について

おおむね認める。ただし、前記ウのとおり、八間堀川排水機場のポンプの運転が再開されたのは午後 10 時 32 分が正確である。

b 第 2 文以下について

不知。

カ 「才 小括」について

知らないし争う。

(4) 「(4) 本件水害の原因と容易な洪水対策」について

ア 「ア 若宮戸地区の無堤の放置状況」について

(ア) 第 1 段落について

a 第 1 文について

認める。

b 第 2 文について

「ピーク流量よりかなり小さい流量の段階で早くも洪水が溢れだしたのである」とする点は主観的な評価にすぎないため認否の限りではなく、その余は認める。もっとも、水海道観測所は、原告らのいう「若宮戸」地区から 14.35 キロメートルほども下流に存するものであるから、同時刻の両地点に言及する原告らの上記主張の意義が不明確であることを付言しておく。

c 第 3 文について

全体として主観的な評価にすぎず、認否の限りではない。

d 第4文について

争う。

(イ) 第2段落ないし第4段落について

争う。

イ 「イ 上三坂の本件洪水時の堤防と破堤状況」について

(ア) 第1段落について

第1文は認め、その余は争う。

なお、越水が始まったとみられているのは、「左岸21.0キロメートルから約18メートル下流であり、同地点の堤防高は、計画高水位を約6センチメートル上回っていた。」が正確である（乙第16号証）。

(イ) 第2段落について

争う。

ウ 「ウ 両地区の堤防・河道縦断図で、両地区的最悪の危険度は明らかであった」について

争う。

エ 「エ 河川管理の一般水準及び社会通念に照らして格別不合理があった」について

争う。

5 「5 損害」について

不知。

6 「6 結論」について

争う。

第3 被告の主張

追って準備書面により明らかにする。

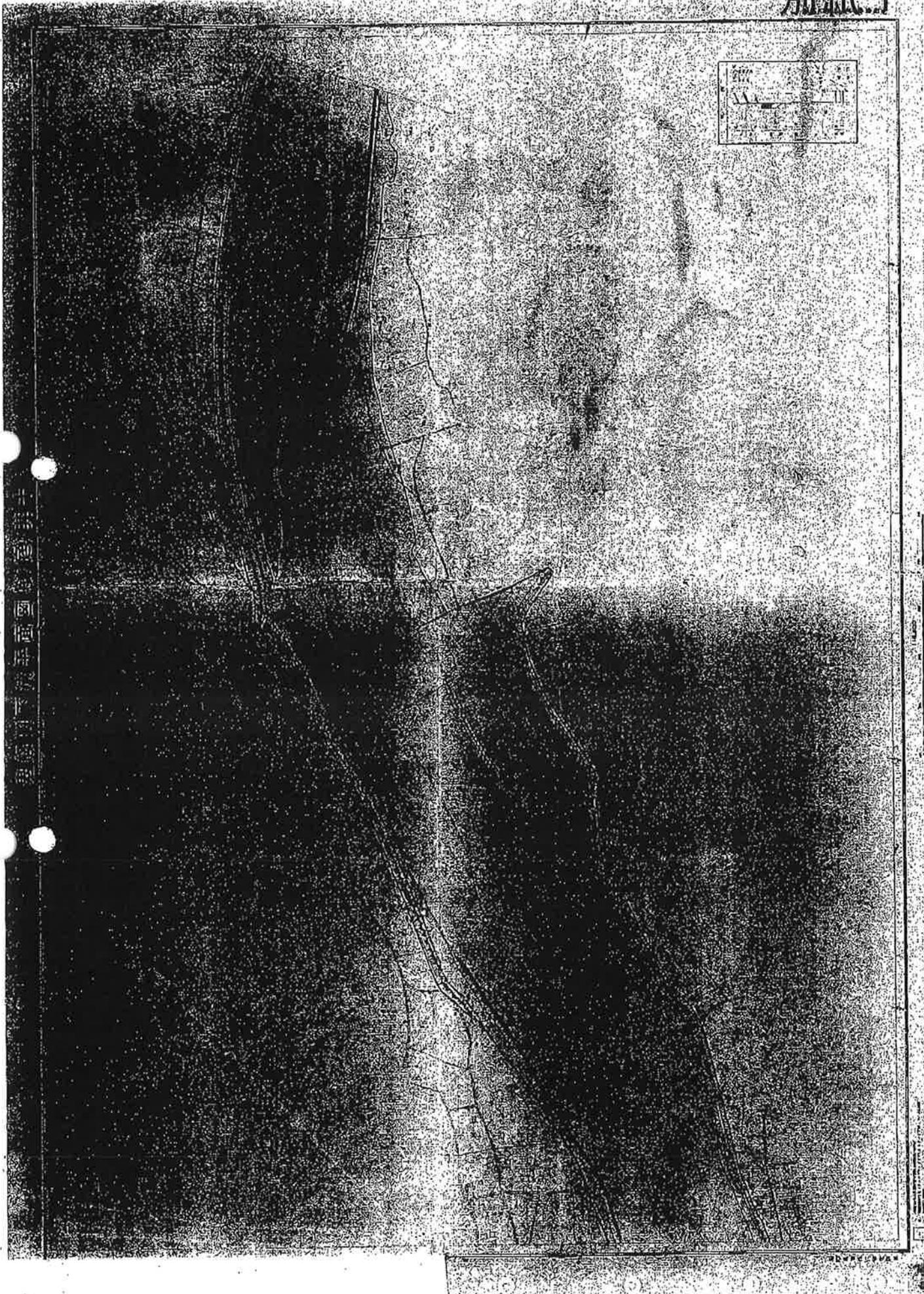
以 上

2018年11月21日 14時09分

水戸地方法務局 証務部門

NO. 2885 P. 32/39

別紙.1



2018年11月21日 14時10分

水戸地方法務局 訟務部門

NO. 2885 P. 33/39

